

議案第14号

附属機関の委員の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

附属機関の委員の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和3年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

附属機関の委員の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

令和 年 月 日

条例第 号

(多可町環境保全審議会条例の一部改正)

第1条 多可町環境保全審議会条例（平成17年多可町条例第145号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(多可町産業振興対策審議会条例の一部改正)

第2条 多可町産業振興対策審議会条例（平成17年多可町条例第168号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「17名」を「15名」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「及び第2号」を削る。

(多可町水道委員会条例の一部改正)

第3条 多可町水道委員会条例（平成17年多可町条例第184号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(多可町消防整備審議会条例の一部改正)

第4条 多可町消防整備審議会条例（平成17年多可町条例第198号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第1号、第2号及び第3号」を「第1号及び第2号」に改め、「、町議会の議員」を削り、同条第3項中「第4号及び第5号」を「第3号及び第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附属機関の委員の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の新旧対照表

(第1条) 多可町環境保全審議会条例の一部改正

現 行	改 正
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>町議会議員</u> 3名以内</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

(第2条) 多可町産業振興対策審議会条例の一部改正

現 行	改 正
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会の委員の定数は、<u>17名</u>とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>町議会議員</u> 2名</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。前項第1号及び第2号の委員にあつては、その職の在職期間とする。また、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会の委員の定数は、<u>15名</u>とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。前項第1号の委員にあつては、その職の在職期間とする。また、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

(第3条) 多可町水道委員会条例の一部改正

現 行	改 正
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会の委員の定数は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。</p> <p><u>(1) 議会の議員</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会の委員の定数は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>

(第4条) 多可町消防整備審議会条例の一部改正

現 行	改 正
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。</p> <p><u>(1) 町議会の議員</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第3号の委員の任期は、<u>町議会の議員</u>、消防団長及び副団長の任期とする。</p> <p>3 第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 前項第1号及び第2号の委員の任期は、消防団長及び副団長の任期とする。</p> <p>3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。</p>